

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>東美濃歴史街道協議会（以下、「協議会」という。）は、岐阜県、東美濃7市町（多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市、可児市、御嵩町）及び同観光協会を構成員とし、岐阜県リニア中央新幹線活用戦略（以下、「活用戦略」という。）に基づき、リニア岐阜県駅を含む沿線地域の歴史、伝統文化、地場産業等の地域資源を活かし、魅力ある観光地づくりと観光交流人口の拡大を図る組織である。</p> <p>協議会規約第13条により、協議会経費について負担金を拠出する。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>当協議会は、南北・東西観光軸の形成に向けたリニア岐阜県駅を起点とする東美濃歴史街道観光の確立を推進し、リニア岐阜県駅を含む沿線地域の歴史、伝統文化、地場産業等の地域資源を活かし、魅力ある観光地づくりと観光交流人口の拡大に取り組む唯一の組織である。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。